

第9次（本申請分）
受付番号

第 次
受付番号

下記協力金のいずれかを受給済みであり、申請要件を満たす場合は、下記の□に✓を記入してください。

申請日	令和4年	月	日
-----	------	---	---

第1次から第8次のうち、次の□の協力金を受給済です。	<input type="checkbox"/> 第3次協力金 <small>時短要請期間</small> (5/12～5/31)	<input type="checkbox"/> 第6次協力金 <small>時短要請期間</small> (8/20～9/12)
<input type="checkbox"/> 第1次協力金 <small>時短要請期間</small> (4/7～4/20)	<input type="checkbox"/> 第4次協力金 <small>時短要請期間</small> (6/1～6/14)	<input type="checkbox"/> 第7次協力金 <small>時短要請期間</small> (8/27～9/12)
<input type="checkbox"/> 第2次協力金 <small>時短要請期間</small> (4/28～5/11)	<input type="checkbox"/> 第5次協力金 <small>時短要請期間</small> (8/7～8/19)	<input type="checkbox"/> 第8次協力金 <small>時短要請期間</small> (9/13～9/30)
<input type="checkbox"/> 第9次（早期支払い分） 受付番号 _____	第9次協力金（時短要請期間 1/21（25）～2/13）の早期支払い分（1店舗当たり30万円）の支給を受けている方は左の□に✓を付け、「支給決定・振込みのお知らせ」に記載している受付番号をご記入ください。	

香川県知事 殿 **香川県営業時間短縮協力金（第9次）本申請 申請書**

香川県営業時間短縮協力金(第9次)支給要綱第5条の規定により、下記のとおり申請します。

【申請者の情報】

申請者の種別（いずれかに記入）	法人の場合	所在地 (主たる事務所の所在地)	〒									都・道 府・県			市・区 郡				
		フリガナ																	
		法人名																	
		代表者職名											フリガナ						
													代表者氏名						
		常時使用する従業員数	人										資本金	円					
		主たる業種	(いずれかを○で囲んでください) 飲食業 ・ その他（具体的に _____)																
		法人番号 (13桁)																	
		フリガナ											担当者						
		担当者氏名											電話番号	- -					
		担当者メールアドレス																	
		個人 事業主 の場合	住所 (代表者の 自宅住所)	〒										都・道 府・県			市・区 郡		
			フリガナ											生年	T. S. H.				
			氏名											月日	年 月 日				
電話番号	- -																		
メールアドレス																			

【協力金申請額】

9次（本申請）

※ 受付番号は協力金事務局が記入します

受付
番号

申請店舗数 (営業時間短縮実施店舗数)		店舗
------------------------	--	----

店舗No.	協力金の額①	(うち早期支払い分の額)②	店舗No.	協力金の額①	(うち早期支払い分の額)②
1	,000円	<input type="checkbox"/> 300,000円	6	,000円	<input type="checkbox"/> 300,000円
2	,000円	<input type="checkbox"/> 300,000円	7	,000円	<input type="checkbox"/> 300,000円
3	,000円	<input type="checkbox"/> 300,000円	8	,000円	<input type="checkbox"/> 300,000円
4	,000円	<input type="checkbox"/> 300,000円	9	,000円	<input type="checkbox"/> 300,000円
5	,000円	<input type="checkbox"/> 300,000円	10	,000円	<input type="checkbox"/> 300,000円

※ 店舗ごとに別紙1又は別紙6【店舗ごとの協力内容について】を作成し、協力金の額を記入してください。早期支払いを受けた店舗についてはを記入して下さい。

①店舗ごとの協力金の額の合算額	,000円
-----------------	-------

※ 協力金の額①の合計額を記入してください。

②うち早期支払い分の額の合算額	,000円
-----------------	-------

※ 協力金の額のうち、の、早期支払い分の額②の合計額を記入してください。

①－② 協力金 本申請 申請額	,000円
------------------------	--------------

【振込口座】

申請者が法人の場合は当該法人名義の口座、個人事業主の場合は当該個人事業主本人名義の口座に限ります。

第1次から第9次（第9次については早期支払い分）の際に記載した振込口座と異なる場合には、必ず通帳等の写しを提出してください。

金融機関名										
支店名										
金融機関コード					支店コード					
預金種目 (いずれかに✓)	<input type="checkbox"/> 普通					<input type="checkbox"/> 当座				
口座番号										
フリガナ										
口座名義										

※ 金融機関コード、支店コードは「金融機関コード一覧」にてご確認ください。

<対象店舗>

午後9時までの時短営業（酒類提供は午後8時まで）
を選択した「かがわ安心飲食店認証制度」の認証店

9次（本申請分）

別紙1

受付
番号

(※) 協力金事務局 記載欄

【店舗ごとの協力内容について】

●店舗 No. _____ ※店舗 No. を記載してください。

店舗ごとに別紙1を作成し、別紙2～5で店舗ごとの
協力金支給額を計算してください。

店舗 情報	フリガナ																						
	店舗名																						
	所在地	〒																香川県			市・郡		
	フリガナ																						
	営業許可を受けた者の 法人名又は氏名(※)																						
	営業許可 番号	高松市																					
		高松市 以外	営業を許可した保健所名																<input type="checkbox"/> 東讃	<input type="checkbox"/> 中讃	<input type="checkbox"/> 西讃	<input type="checkbox"/> 小豆	
	営業許可の有効期限	年 月 日 ~ 年 月 日																					
	かがわ安心飲食店認証制度	認証店の認証番号																					
電話番号	- -																						

※ 申請者と名義が異なる場合、「飲食店等営業許可証に係る申立書」を添付してください。

12時間制（午前・午後）で記入	通常時（※1）	要請期間中（1/21（1/25、2/2）～2/13）（※2）
営業時間	開始 終了 ~ ~	開始 終了 ~ ~
酒類提供時間 （酒類の提供「なし」の場合、 <input type="checkbox"/> に✓を記入）	開始 終了 ~ <input type="checkbox"/> 酒類の提供なし	開始 終了 ~ <input type="checkbox"/> 酒類の提供なし

※1 新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に営業時間を短縮している場合は、一時的に短縮する前の通常時の営業時間を記入してください。

※2 今回の要請に対して、全期間休業した場合は「全期間休業」と記入してください。

定休日の有無	<input type="checkbox"/> 定休日あり（ 曜日 ）	<input type="checkbox"/> 定休日なし
--------	--------------------------------------	--------------------------------

【要請に応じた日数】 次のとおり記載して下さい。

- 定休日や要請前に店休日としていた日は「定」、通常時の営業時間が午前5時から午後8時までの日は「/」、1月21日～23日（※）までの間で準備の都合等により通常営業を行った日は「準」、休業した日は「◎」。
- ※ 綾川町、まんのう町内の店舗は、「1月25日～27日」に読み替え、1月21日～24日は「—」を記載してください。直島町内の店舗は、「2月2日～4日」に読み替え、1月21日～2月1日は「—」を記載してください。
- 通常時の営業時間が午後9時を超えている店舗 午後9時まで時短営業（酒類提供は午後8時まで）を行った日は「○」、午後8時（酒類提供なし）まで時短営業を行った日は「●」
- 通常時の営業時間が午後9時までの店舗 午後8時まで時短営業（酒類提供なし）を行った日は「●」
【午後9時まで営業（酒類提供は午後8時まで）した日があれば、全期間協力金の支払い対象となりません。】
- 通常時の営業時間が午後9時までの店舗が協力金の支払い対象となるのは、非認証店と同様に午後8時までの時短営業（酒類提供なし）を継続した場合のみです。

令和4年（2022年）1月												令和4年（2022年）2月							
21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	1	2	3	4	5	6	7	8	
金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	
令和4年（2022年）2月					第9次 早期支払い分 受領の有無							営業時間短縮等の要請に応じた日数 （「○」、「●」、「◎」の日数）							
9	10	11	12	13	<input type="checkbox"/> 30万円の支払いを 受けている（※1）							日（最大24日（※2））							
水	木	金	土	日								別紙2～5の時短協力日数に転記してください。							

※1 早期支払いを受けた場合は、☑を入れてください。

※2 綾川町、まんのう町内の店舗は、「最大20日」、直島町内の店舗は、「最大12日」

<対象店舗>

午後9時までの時短営業（酒類提供は午後8時まで）
を選択した「かがわ安心飲食店認証制度」の認証店

9次（本申請分）

別紙2

①、②

申請受付要項 P. 9

受付
番号

(※) 協力金事務局 記載欄

●店舗 No. _____

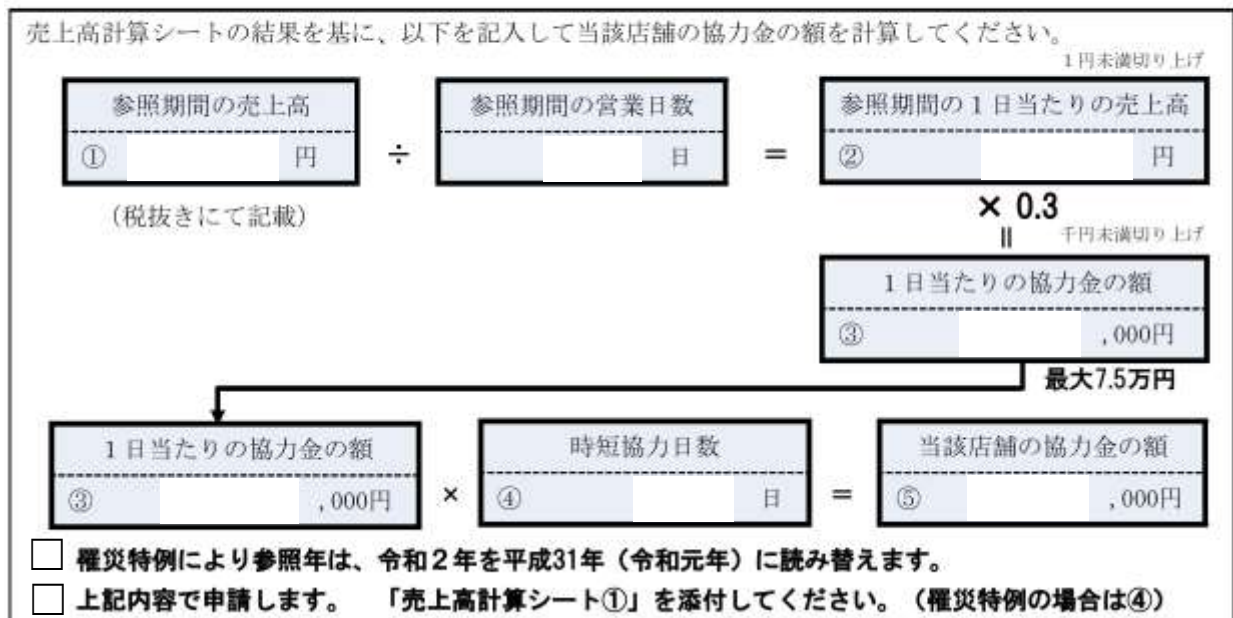
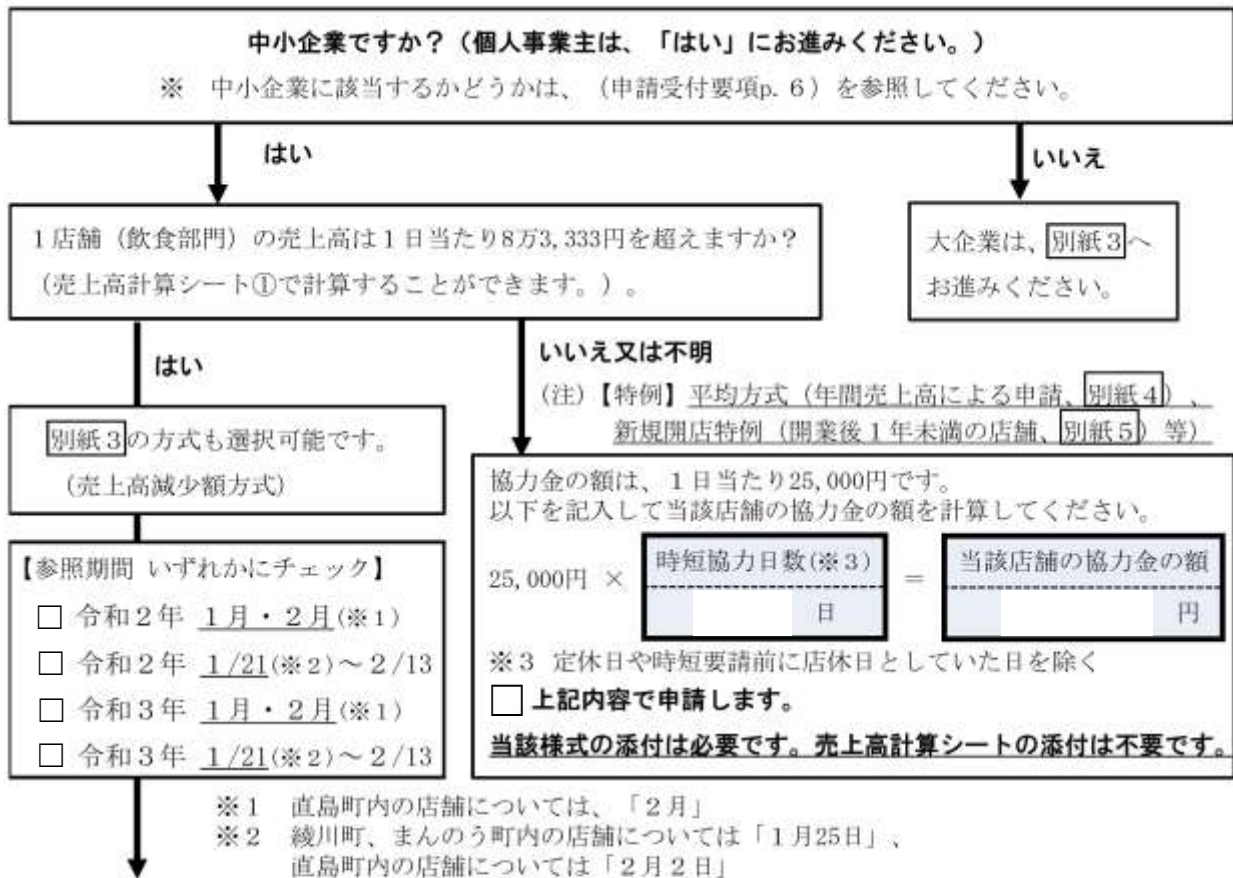
店舗ごとの協力金申請額計算

以下のフロー図の質問を基に、該当する計算方法を選択していただき、数値を記入してください。売上高の計算にあたっては、売上高計算シートを使用してください。協力金の額等を必ずご確認の上、「上記内容で申請します。」にチェックしてください。

※「前年又は前々年の1店舗1日当たりの飲食業売上高」が25万円超で、かつ「(前年又は前々年の1店舗1日当たりの飲食業売上高) - (令和4年の1店舗1日当たりの飲食業売上高)」が18万7,500円超の場合は、【売上高減少額方式】をご利用ください。

※合併・法人成り・事業承継特例（申請受付要項 p.5）に該当する場合は、別紙11も記入してください。

【売上高方式】



<対象店舗>

午後9時までの時短営業（酒類提供は午後8時まで）
を選択した「かがわ安心飲食店認証制度」の認証店

9次（本申請分）

別紙3

◎

申請受付要項 P. 10

受付
番号

(※) 協力金事務局 記載欄

●店舗 No. _____

店舗ごとの協力金申請額計算

【売上高減少額方式】

大企業又は「前年又は前々年の1店舗1日当たりの飲食業売上高」が25万円超で、かつ「(前年又は前々年の1店舗1日当たりの飲食業売上高) - (令和4年の1店舗1日当たりの飲食業売上高)」が18万7,500円超の場合

前年、前々年の下記期間（店休日除く）の売上高と今年の同期間（店休日除く）の1日当たりの売上高を比べた場合、減少していますか。
減少している場合、算出根拠とする期間を1つ選択しチェックしてください。

【参照期間の売上高】

令和2年1月～2月(※1)の売上高

令和3年1月～2月(※1)の売上高

令和2年1月21日(※2)～2月13日の売上高

令和3年1月21日(※2)～2月13日の売上高

【時短要請期間の売上高】

> 令和4年1月～2月(※1)の売上高

> 令和4年1月～2月(※1)の売上高

> 令和4年1月21日(※2)～2月13日の売上高

> 令和4年1月21日(※2)～2月13日の売上高

※1 直島町内の店舗については、「2月」

※2 綾川町、まんのう町内の店舗については「1月25日」、直島町内の店舗については「2月2日」

はい

いいえ

申請できません。(中小企業・個人事業主の場合は、売上高方式で申請してください。)

売上高計算シート②-1、②-2の結果を基に、以下を記入して当該店舗の協力金の額を計算してください。
1円未満切り上げ

参照期間の売上高(※3) ① _____ 円	÷	参照期間の営業日数(※4) _____ 日	=	参照期間の1日当たりの売上高 ② _____ 円
---------------------------	---	--------------------------	---	-----------------------------

時短要請期間の売上高(※3) ③ _____ 円	÷	時短要請期間の営業日数(※4) _____ 日	=	時短要請期間の1日当たりの売上高 ④ _____ 円
-----------------------------	---	----------------------------	---	-------------------------------

※3 税抜きにて記載 ※4 店休日を除く

参照期間の1日当たりの売上高 ② _____ 円	-	時短要請期間の1日当たりの売上高 ④ _____ 円	=	参照期間から時短要請期間の 1日当たりの売上高減少額 ⑤ _____ 円
-----------------------------	---	-------------------------------	---	--

② _____ 円	× 0.3 =	⑧ _____ ,000円	千円未満切り上げ
上限額は⑧20万円又は⑧のいずれか低い額			
⑤ _____ 円	× 0.4	⑥ _____ ,000円	千円未満切り上げ

上限額を超える場合は上限額としてください。

1日当たりの協力金の額 ⑦ _____ ,000円	×	時短協力日数 ⑧ _____ 日	=	当該店舗の協力金の額 ⑨ _____ ,000円
------------------------------	---	---------------------	---	-----------------------------

罹災特例により参照年は、令和2年を平成31年（令和元年）に読み替えます。

上記内容で申請します。「売上高計算シート②-1および②-2」を添付してください。
(罹災特例の場合は、⑤-1および⑤-2)

<対象店舗>

午後9時までの時短営業（酒類提供は午後8時まで）
を選択した「かがわ安心飲食店認証制度」の認証店

9次（本申請分）

別紙4

受付
番号

(※) 協力金事務局 記載欄

●店舗 No. _____

【平均方式（年間売上高による申請）】店舗ごとの協力金申請額計算

※中小企業・個人事業主で、月単位等の売上高を把握することが困難な場合にご利用ください
（大企業は利用できません。）。

事業者全体の飲食業売上高を店舗数で割ることにより事業所単位の飲食業売上高を算出する方法

以下を記入して当該店舗の協力金の額を計算してください。

参照期間（いずれかをチェック）

令和2年 令和3年

1円未満切り上げ

事業者全体の参照期間の年間売上高 ① _____ 円	÷	店舗数 _____ 店舗	=	参照期間の店舗ごとの売上高 ② _____ 円
(税抜きにて記載)				

店舗ごとの年度の飲食業売上高を年度の日数で割る方法

以下を記入して当該店舗の協力金の額を計算してください。

参照期間（いずれかをチェック）

令和2年 令和3年

1円未満切り上げ

参照期間の店舗ごとの年間売上高 ① _____ 円	÷	参照期間の営業日数 _____ 日	=	参照期間の1日当たりの売上高 ② _____ 円
(税抜きにて記載)		(店休日を除く)		
				× 0.3 千円未満切り上げ
				1日当たりの協力金の額 ③ _____ ,000円
				最大7.5万円
1日当たりの協力金の額 ③ _____ ,000円	×	時短協力日数 ④ _____ 日	=	当該店舗の協力金の額 ⑤ _____ ,000円
<input type="checkbox"/> 上記内容で申請します。				

<対象店舗>

午後9時までの時短営業（酒類提供は午後8時まで）
を選択した「かがわ安心飲食店認証制度」の認証店

9次（本申請分）

別紙5

受付
番号

(※) 協力金事務局 記載欄

●店舗 No. _____

【新規開店特例】

店舗ごとの協力金申請額計算

時短要請月（1月（※1））を基準に、開店1年未満の店舗で、参照すべき前年度等の飲食業売上高が存在しない場合、売上高方式で当該店舗の協力金の額を計算します。

●売上高方式

売上高計算シートの結果を基に、以下を記入して当該店舗の協力金の額を計算してください。

参照期間 新規開店日から令和4年1月20日（※2）まで

参照期間の売上高 ① _____ 円 (税抜きにて記載)	÷	参照期間の営業日数 _____ 日 (店休日を除く)	=	参照期間の1日当たりの売上高 ② _____ 円 1円未満切り上げ
				× 0.3 千円未満切り上げ
				1日当たりの協力金の額 ③ _____ ,000円
				最大7.5万円 下限2.5万円（※3）
1日当たりの協力金の額 ③ _____ ,000円	×	時短協力日数 _____ 日	=	当該店舗の協力金の額 ④ _____ ,000円

上記内容で申請します

(注) 「売上高計算シート③」を添付してください。

※1 直島町内の店舗については「2月」

※2 綾川町、まんのう町内の店舗については「1月24日」、直島町内の店舗については「2月1日」

※3 1日当たりの売上高が8万3,333円（税抜き）以下の場合、1日当たりの協力金の額（③）は、2万5,000円となります。

その場合、売上高計算シート③の添付は不要です。

<対象店舗>

「非認証店」又は午後8時までの時短営業（酒類提供なし）
を選択した「かがわ安心飲食店認証制度」の認証店

9次（本申請分）

別紙8

申請受付要項
P.11

受付
番号

(※) 協力金事務局 記載欄

●店舗 No. _____

店舗ごとの協力金申請額計算

【売上高減少額方式】

大企業又は「(前年又は前々年の1店舗1日当たりの飲食業売上高) - (令和4年の1店舗1日当たりの飲食業売上高)」が25万円超の中小企業・個人事業主の場合

前年、前々年の下記期間（店休日除く）の売上高と今年の同期間（店休日除く）の1日当たりの売上高を比べた場合、減少していますか。

減少している場合、算出根拠とする期間を1つ選択しチェックしてください。

【参照期間の売上高】

【時短要請期間の売上高】

- | | | |
|--|---|-------------------------|
| <input type="checkbox"/> 令和2年1月～2月(※1)の売上高 | > | 令和4年1月～2月(※1)の売上高 |
| <input type="checkbox"/> 令和3年1月～2月(※1)の売上高 | > | 令和4年1月～2月(※1)の売上高 |
| <input type="checkbox"/> 令和2年1月21日(※2)～2月13日の売上高 | > | 令和4年1月21日(※2)～2月13日の売上高 |
| <input type="checkbox"/> 令和3年1月21日(※2)～2月13日の売上高 | > | 令和4年1月21日(※2)～2月13日の売上高 |

※1 直島町内の店舗については、「2月」

※2 綾川町、まんのう町内の店舗については「1月25日」、直島町内の店舗については「2月2日」

はい

いいえ

申請できません。(中小企業・個人事業主の場合は、売上高方式で申請してください。)

売上高計算シート②-1、②-2の結果を基に、以下を記入して当該店舗の協力金の額を計算してください。
1円未満切り上げ

参照期間の売上高(※3) ① _____ 円	÷	参照期間の営業日数(※4) _____ 日	=	参照期間の1日当たりの売上高 ② _____ 円
---------------------------	---	--------------------------	---	-----------------------------

時短要請期間の売上高(※3) ③ _____ 円	÷	時短要請期間の営業日数(※4) _____ 日	=	時短要請期間の1日当たりの売上高 ④ _____ 円
-----------------------------	---	----------------------------	---	-------------------------------

※3 税抜きにて記載

※4 店休日を除く

参照期間の1日当たりの売上高 ② _____ 円	-	時短要請期間の1日当たりの売上高 ④ _____ 円	=	参照期間から時短要請期間の 1日当たりの売上高減少額 ⑤ _____ 円
-----------------------------	---	-------------------------------	---	--

上限額のチェック

【上限額】20万円

× 0.4

||

千円未満切り上げ

1日当たりの協力金の額 ⑥ _____ ,000円

上限額を超える場合は上限額としてください。

1日当たりの協力金の額 ⑦ _____ ,000円	×	時短協力日数 ⑧ _____ 日	=	当該店舗の協力金の額 ⑨ _____ ,000円
------------------------------	---	---------------------	---	-----------------------------

罹災特例により参照年は、令和2年を平成31年（令和元年）に読み替えます。

上記内容で申請します。「売上高計算シート②-1 および②-2」を添付してください。
(罹災特例の場合は、⑤-1 および⑤-2)

<対象店舗>

「非認証店」又は午後8時までの時短営業（酒類提供なし）
を選択した「かがわ安心飲食店認証制度」の認証店

9次（本申請分）

別紙9

受付

番号

(※) 協力金事務局 記載欄

●店舗 No. _____

【平均方式（年間売上高による申請）】店舗ごとの協力金申請額計算

※中小企業・個人事業主で、月単位等の売上高を把握することが困難な場合にご利用ください
（大企業は利用できません。）。

事業者全体の飲食業売上高を店舗数で割ることにより事業所単位の飲食業売上高を算出する方法

以下を記入して当該店舗の協力金の額を計算してください。

参照期間（いずれかをチェック）
 令和2年 令和3年

事業者全体の参照期間の年間売上高 ① _____ 円 (税抜きにて記載)	÷	店舗数 _____ 店舗	=	参照期間の店舗ごとの売上高 ② _____ 円 1円未満切り上げ
--	---	-----------------	---	--

店舗ごとの年度の飲食業売上高を年度の日数で割る方法

以下を記入して当該店舗の協力金の額を計算してください。

参照期間（いずれかをチェック）
 令和2年 令和3年

参照期間の店舗ごとの年間売上高 ① _____ 円 (税抜きにて記載)	÷	参照期間の営業日数 _____ 日 (店休日を除く)	=	参照期間の1日当たりの売上高 ② _____ 円 1円未満切り上げ
				× 0.4 千円未満切り上げ
				1日当たりの協力金の額 ③ _____ ,000円
				最大10万円
1日当たりの協力金の額 ③ _____ ,000円	×	時短協力日数 ④ _____ 日	=	当該店舗の協力金の額 ⑤ _____ ,000円

上記内容で申請します。

<対象店舗>

「非認証店」又は午後8時までの時短営業（酒類提供なし）
を選択した「かがわ安心飲食店認証制度」の認証店

9次（本申請分）

別紙10

受付
番号

(※) 協力金事務局 記載欄

●店舗 No. _____

【新規開店特例】

店舗ごとの協力金申請額計算

時短要請月（1月（※1））を基準に、開店1年未満の店舗で、参照すべき前年度等の飲食業
売上が存在しない場合、売上高方式で当該店舗の協力金の額を計算します。

●売上高方式

売上高計算シートの結果を基に、以下を記入して当該店舗の協力金の額を計算してください。

参照期間 新規開店日から令和4年1月20日（※2）まで

参照期間の売上高 ① _____ 円 <small>(税抜きにて記載)</small>	÷	参照期間の営業日数 _____ 日 <small>(店休日を除く)</small>	=	参照期間の1日当たりの売上高 ② _____ 円 <small>1円未満切り上げ</small>
				× 0.4 <small>千円未満切り上げ</small>
				1日当たりの協力金の額 ③ _____ ,000円
				最大10万円 下限 3万円（※3）
1日当たりの協力金の額 ③ _____ ,000円	×	時短協力日数 _____ 日	=	当該店舗の協力金の額 ④ _____ ,000円

上記内容で申請します

(注) 「売上高計算シート③」を添付してください。

※1 直島町内の店舗については「2月」

※2 綾川町、まんのう町内の店舗については「1月24日」、直島町内の店舗については「2月1日」

※3 1日当たりの売上高が7万5千円（税抜き）以下の場合、1日当たりの協力金の額（③）は、
3万円となります。

その場合、売上高計算シート③の添付は不要です。

9次（本申請）

【誓約書】

香川県営業時間短縮協力金（第9次）本申請分の支給を申請するに当たり、
下記の内容について誓約します。

- ・ この申請書様式及び別紙の記載内容は、事実と相違ありません。
- ・ 申請事業者の代表者、役員等が、香川県補助金等交付規則第5条の2各号に掲げる暴力団、暴力団員等に該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。また、上記内容に該当しないことを確認するため、県が県警察本部に照会することについて承諾します。
(参考) 香川県補助金等交付規則
第5条の2 知事は、前条の規定にかかわらず、補助金等の交付の申請をした者が次の各号のいずれかに該当することが判明したときは、知事が別に定める場合を除き、補助金等の交付の決定をしないものとする。
(1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
(2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
(3) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる者
- ・ 申請内容の証拠書類を保存するとともに、県から申請の内容について立入検査・報告・証拠書類提出の求めがあった場合には、これに応じます。
- ・ 申請書類に記載された情報は、必要に応じて関係行政機関に提供されることに同意します。
- ・ 要件に該当しない事実や不正が発覚した場合には、協力金の全額を即時返還するとともに、加算金の支払い及び事業者名の公表に応じます。
- ・ 営業時間短縮協力金を受給している店舗名及び所在地を県が公表することに同意します。
- ・ 申請する店舗全てで営業時間短縮要請期間の開始日（令和4年1月21日（※））より前に1日以上の営業期間があります。※ 綾川町・まんのう町内については、令和4年1月25日。直島内については、令和4年2月2日。
- ・ 支給対象日数には、定休日や要請前に店休日としていた日は含んでいません。
- ・ 令和4年1月21日（金）（やむを得ない理由により困難な場合は1月24日（月））（※）午前0時から2月13日（日）午後12時までの営業時間短縮等の要請期間を通して、営業時間等を次のとおりとし、その旨を店舗に掲示しました。※ 綾川町・まんのう町内については、「1月25日（火）（やむを得ない理由により困難な場合は1月28日（金）」、直島町内については、「2月2日（水）（やむを得ない理由により困難な場合は2月5日（土）」
① 「かがわ安心飲食店認証制度」の認証店
① 営業時間を午前5時から午後9時までの時間帯内とし、酒類の提供（利用者による酒類の店内持込みを含む。）は午後8時までとするか、または、② 営業時間を午前5時から午後8時までの時間帯内とし、酒類の提供（利用者による酒類の店内持込みを含む。）は行わない。
② 非認証店
営業時間を午前5時から午後8時までの時間帯内とし、酒類の提供（利用者による酒類の店内持込みを含む。）は行わない。
- ・ 同一グループの同一テーブルでの5人以上の会食を避けました。（認証店のうち、ワクチン・検査パッケージ制度登録店舗で、対象者全員検査を実施した場合を除く）
- ・ 申請する店舗全てで感染拡大予防ガイドラインに基づいた感染防止対策の取り組みを行いました。
- ・ 法人税法別表第1に掲げる公共法人、政治団体、宗教上の組織・団体ではありません。
- ・ 「かがわ安心飲食店認証制度」の認証店にあっては、かがわ安心飲食店認証制度実施要綱の第11条に定める認証事業者の責務を遵守しました。
- ・ 以下の①～⑤の店舗は、申請に含めていません。
① 既にこの協力金（第9次）本申請の支給を受けた店舗
② 社会福祉施設、社員食堂等において特定の者を対象として飲食物の提供をしている店舗
③ 小売りを営業の主体としていると認められる店舗
④ 店舗内に客席を有さず、購入した飲食物を持ち帰らせる形態の営業を行う店舗
⑤ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を行う店舗

香川県知事 殿

令和4年 月 日

代表者職名・氏名

（申請者（法人の場合はその代表者）が自筆で署名してください。）

第3号様式（第5条関係）

9次（本申請）

（注意）申請者と営業許可を受けた者の法人名又は氏名が異なる場合のみ提出

飲食店等営業許可証に係る申立書

香川県知事 殿

【対象店舗】（店舗 No. ___）

（所在地） _____

（名 称） _____

上記店舗に係る飲食店等営業許可を受けた者について、協力金の申請者の名義と一致していないのは、次の理由のとおりであることから、申請者の名義で香川県営業時間短縮協力金（第9次）本申請分の申請を行います。

【理由】

上記の内容について、証明します。

【申請者（※自署）】	記入日 令和4年 月 日
法人所在地（個人事業主住所） _____	
法人名（法人の場合のみ） _____	
代表者名（個人事業主氏名） _____	
【飲食店等営業許可を受けた者（※自署）】	記入日 令和4年 月 日
法人所在地（個人事業主住所） _____	
法人名（法人の場合のみ） _____	
代表者名（個人事業主氏名） _____	
電 話 番 号 _____	

【チェックリスト】

9次（本申請）

- 申請書類の提出前に以下の内容を確認し、□に✓を付けてください。
- 第1次から第8次、第9次（早期支払い分）の協力金の申請の際に提出済の書類と同じものである場合は、(2)、(3)、(4)、(5)等の書類の提出を省略できますので、「省略」欄の□に✓を付けてください。

次の各次の協力金を各記入日に申請済み《第2次～第8次の協力金の場合「★」印の項目も省略可》

<input type="checkbox"/>	第1次 (4/7～20) 月 日	<input type="checkbox"/>	第2次 (4/28～5/11) 月 日	<input type="checkbox"/>	第3次 (5/12～31) 月 日	<input type="checkbox"/>	第4次 (6/1～14) 月 日	<input type="checkbox"/>	第5次 (8/7～19) 月 日
<input type="checkbox"/>	第6次 (8/20～9/12) 月 日	<input type="checkbox"/>	第7次 (8/27～9/12) 月 日	<input type="checkbox"/>	第8次 高松市内分 (9/13～9/30) 月 日	<input type="checkbox"/>	第8次 高松市以外分 (9/13～9/30) 月 日	<input type="checkbox"/>	第9次 早期支払い分 (1/21～2/13) 月 日

提出	省略	【共通の提出書類】(1)～(9)	各店舗において選択した、時短要請内容ごと、 計算方式ごとにより提出書類が異なります。
(1) 香川県営業時間短縮協力金（第9次）本申請 申請書（第1号様式）			
<input type="checkbox"/>	—	手書きの場合、ペン又はボールペンで記載した。（消せるボールペンは不可）	
<input type="checkbox"/>	—	全ての申請対象店舗について 別紙 及び 売上高計算シート （協力金の単価が下限額を超える店舗の場合に必要）を作成し添付している。	
(2)（個人事業主の場合のみ）本人確認書類の写し			
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	本人確認書類（運転免許証、パスポート、保険証等）の住所と現住所が一致している。	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	マイナンバーカードの場合、 <u>オモテ面の写しのみを添付</u> し、マイナンバーが記載されたウラ面の写しは添付していない。	
(3) 振込口座の通帳等の写し			
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	振込口座は、法人の場合は当該法人、個人の場合は当該個人事業主本人の名義である。	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	通帳等の写しには、口座名義人、金融機関名、金融機関の（支）店名、預金の種目及び口座番号が記載されている。（インターネットバンキングの場合、該当ページを印刷）	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	通帳等の写しを省略する場合、第1次～第8次、第9次（早期支払い分）と同じ振込口座である。	
(4) 食品衛生法に基づく「飲食店営業」又は「喫茶店営業」の営業許可証の写し			
※1次から8次、9次(早期支払い分)の協力金申請時と同一店舗で時短要請期間中有効である場合のみ省略が可能です。			
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	営業許可証の有効期限が、営業時間短縮要請期間を通して有効である。	
<input type="checkbox"/>	※	複数店舗の申請をする場合、全店舗についての営業許可証	
(5) 税務署等に提出した直近の確定申告書の写しを添付している			
<input type="checkbox"/> 【法人の場合】			
<input type="checkbox"/> 県内に主たる事務所を有する場合			
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	法人税確定申告書（事業年度分の法人税申告書別表一）の写し	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	法人事業概況説明書（1頁～2頁）の写し	
<input type="checkbox"/> 県外に主たる事務所を有する場合			
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	香川県県税事務所に提出した「法人県民税・事業税・地方法人特別税確定申告書」の写し	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	開業後間がなく確定申告を行っていない場合は、香川県県税事務所に提出した「法人（設立・異動）届」の写し	
<input type="checkbox"/> 【個人事業主の場合】			
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	「所得税及び復興特別所得税の申告書B（第一表）」の写し	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	「所得税青色申告決算書（1頁目）」又は「収支内訳書（1頁目）」の写し	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	マイナンバーの部分全てを黒塗りしている。	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	開業後間がなく確定申告を行っていない場合は、「開業届」の写し	

（6）誓約書（第2号様式）	
<input type="checkbox"/>	申請者（法人の場合はその代表者）が誓約書の内容を確認し自筆で署名した。
（7）（該当者のみ）飲食店等営業許可証に係る申立書（第3号様式）	
<input type="checkbox"/>	申請者と営業許可を受けた者の名義が異なる場合には申立書の作成・添付
<input type="checkbox"/>	複数店舗の申請時の場合、名義が異なる各店舗について申立書の作成・添付
（8）営業時間短縮等の実施状況がわかるもの	
<input type="checkbox"/>	通常の営業時間・時間短縮に応じた営業の実施期間・短縮後の営業時間や酒類提供（利用者による酒類の店内持込みを含む。）の状況を告知するチラシ等を店舗の入り口等に掲示した状況を写真に収めたもの、店舗のホームページやSNSでお知らせしている内容のスクリーンショット等
（9）施設の外観写真、内観写真	
<input type="checkbox"/>	外観の写真は、店舗名、定休日などの店休日を確認できるもの
<input type="checkbox"/>	内観の写真は、営業している事実や感染防止対策の事実が確認できるもの
<input type="checkbox"/>	申請対象となる施設が複数ある場合は、それぞれの施設の写真
（10）（該当者のみ）合併・法人成り・事業承継の事実が確認できる資料の写し	
<input type="checkbox"/>	別紙11（合併・法人成り・事業承継特例に係る理由書）
<input type="checkbox"/>	合併の場合、被合併法人及び合併法人の履歴事項全部証明書の写し
<input type="checkbox"/>	法人成りの場合、個人事業の廃業届及び法人の履歴事項全部証明書の写し
<input type="checkbox"/>	事業承継の場合、個人事業の開業届及び廃業届の写し、法人の営業権譲渡契約書等の写し
（11）（該当者のみ）罹災特例の事実が確認できる資料の写し	
<input type="checkbox"/>	市町村が発行する罹災証明書の写し
（12）（該当者のみ）時短要請月を基準に開店後1年未満の事実が確認できる資料の写し	
<input type="checkbox"/>	開店後1年未満である事実が確認できる資料（開店チラシ、SNS告知、店舗開店時の写真等）の写し
【前年又は前々年の1店舗1日当たりの飲食業売上高により算出した協力金の単価が下限額（※）を超える場合の提出書類】（13）～（14） ※選択した時短要請内容により2万5千円又は3万円	
<input type="checkbox"/>	（1）～（12）の提出書類を添付している。
（13）店舗の前年又は前々年の飲食部門の売上高が分かる資料の写し	
<input type="checkbox"/>	前年又は前々年の1月・2月（※1）の飲食業売上高が確認できる売上帳等（時短要請期間方式を選択する場合は、1月21日（※2）から2月13日までの飲食業売上高が確認できるもの）の写し
<input type="checkbox"/>	上記（前年又は前々年）の売上を申告した確定申告書の写し（（5）税務署等に提出した直近の確定申告書の写しと同じものとなる場合は、1部提出で可）
	県外に主たる事務所を有する場合は、「法人県民税・事業税・地方法人特別税確定申告書」の写し
（14）店舗の前年又は前々年の休業日が分かる資料の写し	
<input type="checkbox"/>	前年又は前々年の1日当たりの飲食業売上高の計算の際に、休業日（定休日などの店休日）を除く場合は、その休業日が確認できるもの（毎日の飲食業売上高が確認できる売上帳等の写しでも可）
【売上高減少額方式を選択する場合や、大企業の場合の提出書類】（15）～（16）	
<input type="checkbox"/>	（1）～（14）の提出書類を添付している。
（15）店舗の対象月の売上に係る売上帳等の写し	
<input type="checkbox"/>	本年の1月・2月（※1）の飲食業売上高が確認できる売上帳等（時短要請期間方式を選択する場合は、1月21日（※2）から2月13日までの飲食業売上高が確認できるもの）の写し
（16）店舗の対象月の休業日が分かる資料の写し	
<input type="checkbox"/>	本年の1日当たりの飲食業売上高の計算の際に、休業日（定休日などの店休日）を除く場合は、その休業日が確認できるもの（毎日の飲食業売上高が確認できる売上帳等の写しでも可）

※1 直島町内の店舗については「2月」

※2 綾川町、まんのう町内の店舗については「1月25日」、直島町内の店舗については「2月2日」